

## 大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、大洲市の適正な森林管理と林業振興のために策定された大洲市森林経営管理事業等実施計画により事業化された施策を具体的に進めるため、事業に要した経費に対し、大洲市補助金等交付要綱（平成 2 8 年大洲市告示第 3 5 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で大洲市森林経営管理事業費補助金等（以下「補助金等」という。）を交付する。

### (補助対象事業等)

第 2 条 補助金等の交付対象事業（以下「補助対象事業等」という。）とその目的は、次のとおりとする。

- (1) 大洲市林業就業者支援給付金給付事業 市内の林業事業者への就業に対する支援を通じて林業への就労を促すことにより、林業従事者の増大を図る。
  - (2) 大洲市木造建築住宅市産材消費拡大モデル事業 市内の工務店等が大洲市森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金交付要綱（平成 2 3 年大洲市要綱第 2 1 号。以下「木材補助要綱」という。）により建築した木造住宅又は建築中の木造住宅について、構造見学会又は内覧会（以下「構造見学会等」という。）にかかる経費の一部を補助することにより、市内の工務店等が建築する木造住宅の増加を目指し、もって大洲市産の木材の消費拡大を図る。
  - (3) 大洲市原木椎茸販路拡大モデル事業 原木椎茸生産者に対し、有機 J A S 認証のために必要な手続に係る経費の一部を補助することにより有機 J A S 認証取得を支援し、原木椎茸の付加価値をつけることにより、価格の向上を図り、原木椎茸生産者の増加とそれに伴うナラ・クヌギ林等の適正な管理を目指す。
  - (3) 大洲市環境林整備事業 森林所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない条件不利地等における森林整備を支援し、森林の公益的機能の増進を図る。
  - (4) 大洲市林道整備事業 未整備森林等を有する林道の維持修繕等に要する経費を補助することにより、未整備森林を適正に管理し、林業の作業環境の改善を図る。
  - (5) 大洲市林業経営支援モデル事業 森林整備の作業効率及び安全性の向上を目的として自伐林家及び認定林業事業者等が行う高性能林業機械等の導入を支援し、林業経営の採算性の向上に伴う森林整備の規模拡大、ひいては未整備森林の減少を目指す。
  - (6) 大洲市小規模林業事業 未整備森林で実施する森林整備等を、市内の小規模林業事業者に発注することを支援することにより、林業従事者の増加や未整備森林の整備を目指す。
- 2 前項に掲げる補助対象事業等の交付対象者（第 1 1 条に規定する委任を受けたものを

含む。以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、別表第1に規定する者とする。

- (1) 納期の到来した市税(別表第1(2)にあっては、前住居地に係る直前1年間の市区町村税)に滞納がない者
  - (2) 大洲市暴力団排除条例(平成23年大洲市条例第22号)第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者
- 3 交付要件及び補助金額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第3条 交付対象者が、補助金等の交付を受けようとするときは、大洲市森林経営管理事業費補助金等交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、予算の範囲内で補助金等の交付を決定し、速やかに交付対象者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第5条 前条の規定により補助金等の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金等の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ大洲市森林経営管理事業費補助金等変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容(ただし、第2条第1項第5号の事業については、翌年度への事業繰越を含む。)
- (2) 補助金等交付決定額の増減

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大洲市森林経営管理事業費補助金等実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を精査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、補助金等の額を確定し、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

(補助金等の請求)

第8条 前条の規定により補助金等を請求しようとするときは、大洲市森林経営管理事業費補助金等請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等交付)

第9条 市長は、前条の規定による補助金等請求書を受理した場合は、補助金等を交付す

るものとする。

(補助金等の交付条件)

第10条 補助事業者は、補助事業の収支を明らかにした書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付申請等の委任)

第11条 別表第1(1)に規定する交付対象者たる森林所有者は、補助金等の交付申請及び請求並びに受領に関する手続事務を委任状の提出により、森林組合長等に委任することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日大洲市要綱第72号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月15日大洲市要綱第113号)

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日大洲市要綱第32号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日大洲市要綱第53号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業名	交付対象者	交付要件	補助金額等
(1)大洲市林業就業者支援給付金給付事業	大洲市内に本拠を置き、県外在住者に対する求人を行っている認定林業事業体（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第3項の規定により愛媛県知事が認定した事業体をいう。以下この表において同じ。）	<p>次に掲げる全てに該当する者を常用雇用労働者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者等で1週間の所定労働時間が30時間以上のものをいう。以下この表において同じ。）として新規に雇用した認定林業事業体に対し、就業支度金、新生活支援金を給付する。</p> <p>1 次に掲げる項目のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業に就業することを目的として、令和5年10月1日から令和11年3月31日までに大洲市外から大洲市へ転入届を提出した者</p> <p>(2) 高等学校等を卒業後の職歴がなく、初めての就業先が交付対象者となる大洲市内に在住している者</p> <p>2 雇用した年度の末日において50歳未満である者</p> <p>3 生活費の確保を目的とした国の事業による補助金等の交付を受けていない者</p> <p>上記に定めるもののほか、愛媛県林業就業支援事業実施要領及び愛媛県林業就業支援事業費補助金交付要綱の規定を準用する。</p>	<p>1 就業支度金</p> <p>(1) 給付金額</p> <p>ア 移転料 別表第2に掲げる額。ただし、交付要件1(2)に該当する者は、給付の対象とはならない。</p> <p>イ 就業準備金等 358千円。ただし、交付要件1(2)に該当する者は、415千円。</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 新規雇用後、直ちに給付する。</p> <p>イ 常用雇用労働者1名につき1回のみ。</p> <p>2 新生活支援金</p> <p>(1) 給付金額680千円</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 新規雇用から6か月を経過し、引き続き雇用を継続している場合に給付する。</p> <p>イ 常用雇用労働者1名につき1回のみ。</p> <p>3 その他</p> <p>上記1、2は原則として使途は定めない。</p>
(2)大洲市木造建築住宅市産材消費拡大モデル事業	大洲喜多地産地消の家づくり協議会に登録する市内に	<p>交付対象者が、次に掲げる全てに該当する木造住宅の構造見学会等を開催した場合。</p> <p>(1) 木造補助要綱により建築し</p>	<p>1 補助率2/3</p> <p>2 補助金額上限額 200千円</p> <p>3 対象経費</p>

	事業所等のある工務店及び建設会社等	<p>た住宅又は建築中の住宅であること。ただし、建築中の住宅については、木造補助要綱で定める事業計画の承認を受けたものに限る。</p> <p>(2) 構造見学会等を開催する旨を広く市民へ周知する方法をとること。(新聞折り込み広告、エリア内郵便等)</p>	<p>内覧会開催に必要な消耗品、折込手数料、広告作成費、施主謝礼等</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 1棟当たり2回を上限とする。</p> <p>(2) 施主謝礼に係る補助金の上限額は100千円とする。</p>
(3)大洲市環境林整備事業	森林所有者から森林整備の委託を受けた、意欲と能力のある林業経営者。ただし、当市で経営管理実施権の設定を受けることを希望する経営者に限る。	<p>1 1 施業地の面積が0.1ヘクタール以上の林分において、次に掲げる方法により実施した施業。(交付対象者の所有林における施業は除く。)</p> <p>1 2 齢級以下の人工林であるスギ、ヒノキの林分における適正な密度管理を目的として行う不用木の除去及び倒木のおそれがあると認められる樹木や侵入竹の除去、不良木の淘汰。</p> <p>2 施業の着手前に、市、森林所有者、交付対象者の三者による森林整備に関する協定を締結すること。</p>	<p>市長が別に定める標準単価(ヘクタール当たり)に施業面積を乗じた額。(千円未満切捨て)</p>
(4)大洲市林道整備事業	林道の管理者又は森林組合等林業事業者	<p>未整備森林を有する林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)第7条に規定する林道台帳(以下「林道台帳」という。)に登載(登載予定のものを含む。)されている林道において、維持修繕等の整備に係る必要な経費。</p>	<p>1 対象経費</p> <p>維持修繕費、出来形図面作成等経費(林道台帳に登載予定のものに限る。)</p> <p>2 補助金額</p> <p>(1) 維持修繕費</p> <p>大洲市と締結された「農林道維持修繕作業委託契約書」による作業単価、「単価契約書」による物品単価及びその他市</p>

			<p>長が認めた単価をそれぞれ積算した額。</p> <p>(2) 出来形図面作成等経費 大洲市で定める設計基準単価(技術者基準日額)により積算した額。</p> <p>3 補助金額の上限額</p> <p>(1) 維持修繕経費 1 路線ごと1キロメートル当たり100万円を限度とする。</p> <p>(2) 出来形図面作成等経費 1 路線ごと1キロメートル当たり30万円を限度とする。</p>
(5)大洲市林業経営支援モデル事業	<p>・市内に住所有する自伐林家で、年間100立方メートル以上の素材生産量(見込みを含む。)を扱う者</p> <p>・市内に事業所を有する認定林業事業体又は意欲と能力のある林業経営者</p>	<p>1 自伐林家等経営支援</p> <p>(1) 国及び県補助事業の対象とならない林業機械の中古購入(分割支払に限る。)又はリース・レンタル(以下「購入等」という。)で、見積金額が500千円以上であること。</p> <p>(2) 申請は、世帯又は事業体を単位とする。</p> <p>(3) 同年度間に重複して補助を受けることはできないものとする。</p> <p>(4) 事業完了年度の翌年度から起算して5年間は、他者の所有林を自伐林家は毎年0.2ヘクタール以上、認定林業事業体等は毎年2.0ヘクタール以上整備することを計画していること。</p> <p>(5) 過去に当事業で補助を受け</p>	<p>1 補助率等 1/3以内(千円未満切捨て)。ただし、回送料及び消費税(課税事業者に限る。)は、補助対象外。</p> <p>2 補助金上限額 年間500千円。(5年間まで申請することができる。)</p> <p>3 その他 詳細については、別途運用規定による。</p>

	<p>・市内に事業所を有する認定林業事業者又は意欲と能力のある林業経営者</p>	<p>た者が新たに申請する場合は、(4)に定める計画の実施が確認できること。</p> <p>2 未整備森林施業条件整備</p> <p>(1) 国及び県補助事業の対象とならない林業機械の購入で、見積金額が 5,000 千円以上であること。ただし、中古購入は補助対象としない。</p> <p>(2) 同年度間に重複して補助を受けることはできないものとする。</p> <p>(3) 事業完了年度の翌年度から起算して5年間は、他者の所有林を毎年5.0ヘクタール以上整備することを計画していること。</p> <p>(4) 過去に当事業で補助を受けた者が新たに申請する場合は、(3)に定める計画の実施が確認できること。</p>	<p>1 補助率等 1 / 3 以内 (千円未満切捨て)。ただし、消費税 (課税事業者に限る。) は、補助対象外。</p> <p>2 補助金上限額 8,000 千円。</p> <p>3 その他 詳細については、別途運用規定による。</p>
<p>(6)大洲市小規模林業事業</p>	<p>当市に主たる事務所を置く意欲と能力のある林業経営者。ただし、広く個人に対し施業・安全講習を実施する事業者に限る。</p>	<p>1 担い手確保実証事業</p> <p>(1) 施業講習会を開催し、伐木技術を有する人材を育成すること。また、講習会を開催する森林を確保すること。</p> <p>(2) 講習会に必要な器具・安全装備を購入し貸与すること。</p> <p>(3) 未整備森林における事業委託先リストを作成すること。</p>	<p>1 補助率等</p> <p>(1) 市長が別に定める標準単価に講習回数・面積を乗じた額。(千円未満切捨て)</p> <p>(2) 実行経費</p> <p>(3) リスト登録者が購入する安全装備等の購入費用の2 / 3 以内</p> <p>2 その他 詳細については、別途運用規定による。</p>

		<p>2 事業地確保事業</p> <p>(1) 未整備森林の所有者から事業の同意を取得し、担い手対策事業の施業地を確保すること。</p> <p>(2) 作業計画を作成し、事業の発注・管理・出来高を確認すること。</p> <p>3 担い手対策事業</p> <p>(1) 未整備森林の管理事業を委託先リスト登録者に発注すること。</p> <p>(2) 事業者の保険加入（労災保険・賠償責任保険）を管理すること。</p>	<p>1 補助率等</p> <p>(1) 市長が別に定める標準単価に面積を乗じた額。 （千円未満切捨て）</p> <p>1 補助率等</p> <p>(1) 市長が別に定める標準単価に面積を乗じた額。 （千円未満切捨て）</p> <p>(2) 実行経費</p>
--	--	---	---



別表第2（第2条関係） 移転料

距離	50キロメートル未満	50キロメートル以上100キロメートル未満	100キロメートル以上300キロメートル未満	300キロメートル以上500キロメートル未満	500キロメートル以上1,000キロメートル未満	1,000キロメートル以上
金額	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円

上記の金額の他、距離の区分に関わらず着後手当として60,000円を加算する。

様式第1号（第3条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

年度大洲市森林経営管理事業を下記のとおり実施したいので、大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱第3条の規定により、補助金等の交付を申請します。

記

事業名	事業量	補助申請額	摘要

注1 事業名については、別表第1に掲げる事業名を記載すること。

注2 事業量については、別表第1に対応した数量、人数等を記載すること。

注3 その他、市長が必要と認める書類等を提出すること。

別紙 1 - 1 (大洲市林業就業者支援給付金給付事業)

申請 番号	就業者名	旧住所	新住所	大洲市へ の転入日	林業事業 体へ就職 した日	旧住所 から新 住所へ の距離	就業支度金			新生活 支援金 D	合計 (C+D)
							移転料 A	就業準 備金B	合計C (A+B)		

添付書類

- 1 就業者の住民票、履歴書の写し
- 2 就業者と認定林業事業体との雇用契約書の写し
- 3 対象就業者の居住する住宅に係る賃貸借契約書の写し (該当する場合)
- 4 前住所に係る市区町村税の未納がないことを示す証明書
- 5 その他、市長が必要と認める書類等

別紙 1 - 2 (大洲市木造建築住宅市産材消費拡大モデル事業)

申請 番号	内覧会を実施 した施主	内覧会開催に要した経費					補助率 F	補助金額 (E × F) 限度額 200千円
		施主謝礼 限度額100千 円 A	広告作成費 B	広告折込料 C	その他経費 D	合計 E (A+B+C+D)		

添付書類

- 1 その他、市長が必要と認める書類等

別紙1-3 (大洲市環境林整備事業)

申請 番号	森林所有者名	施 業 地		作業面積 (ha) A	標準単価 (円) B	補助金額 (円) A × B	備 考 (林小班)
		大字	地番				
合 計							

※1 「作業面積」は、ha単位で小数点以下第2位まで記入する。(小数点以下第3位切捨て)

※2 「補助金額」の算定は、申請番号毎に上表のA × B × Cとする。(千円未満切捨て)

別紙 1 - 4 (大洲市林道整備事業)

番号	路線名	作業内容					金額 (円)	林道所在地	摘要
合計									

添付書類等

- 1 その他、市長が必要と認める書類

別紙 1 - 5 (大洲市林業経営支援モデル事業)

区 分	林業機械名	型式・規格等	購入等金額	補助金額
			円	円

※1 区分欄には、事業メニューを記入すること。

※2 金額欄については、課税事業者は消費税抜きで記入すること。

添付書類

- 1 リース等をする機械の見積書（2社以上・写）及びカタログ
- 2 リース等の後に素材生産、造林や保育を実施する森林の所有者との協定書、又は同意書等の案
- 3 その他、市長が必要と認める書類等

別紙 1 - 6 (小規模林業事業：総括表)

事業名	メニュー	事業量	事業費	補助金額	備考
担い手確保実証事業	講習森林確保		円	円	
	施業講習会		円	円	
	安全装備品等購入補助		円	円	
事業地確保事業			円	円	
担い手対策事業			円	円	
その他	諸経費		円	円	
合 計			円	円	

添付書類等

- 1 別紙 1 - 9 - 1、1 - 9 - 2、1 - 9 - 3
- 2 その他、市長が必要と認める書類



別紙 1 - 6 - 1 (小規模林業事業：担い手確保実証事業)

番号	メニュー	事業単価 A	事業量 B	補助金額 C A × B	備 考
1	講習森林確保	円		円	
2	施業講習会	円		円	
3	安全装備品等購入補助	円		円	
合 計		円		円	

1 講習森林確保

番号	森林所有者名	講習会開催地番		同意面積 A	標準単価 B	補助金額 A × B	備 考 (林小班)
		大字	地番				
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
合 計				ha	円	円	

2 施業講習会

講習会 開催月日	講習会開催に要した経費				備品等購入費 E		補助金額合計 D+E	備 考
	講師費用 A	保険等 B	参加人数 C	講習経費計 D A+B×C	備品名	価格		
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
	円	円	人	円		円	円	
合 計	円	円	人	円		円	円	

### 3 安全装備品等購入補助

区 分	事業実施主体	補助対象経費 A	補助率 B	補助金額 A×B	備 考
労働安全装備品整備		円		円	
		円		円	
小 計		円		円	
労働安全衛生器具整備		円		円	
		円		円	
小 計		円		円	
蜂アレルギー検査推進		円		円	
		円		円	
小 計		円		円	
自動注射器購入支援		円		円	
		円		円	
小 計		円		円	
合 計		円		円	

添付書類等

- 1 補助対象経費に係る見積書、カタログ
- 2 その他、市長が必要と認める書類

別紙1-6-2 (小規模林業事業：事業地確保事業)

申請 番号	森林所有者名	施 業 地		施業面積 A	標準単価 B	補助金額 A×B	備 考 (林小班)
		大字	地番				
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
				ha	円	円	
合 計				ha	円	円	

※1 「施業面積」は、ha単位で小数点以下第2位まで記入する。(小数点以下第3位切捨て)

※2 「補助金額」の算定は、申請番号毎に上表のA×Bとする。(千円未満切捨て)

添付書類等

- 1 事業地確保済森林一覧(年度毎)を整理した書類
- 2 その他、市長が必要と認める書類等

別紙1-6-3 (小規模林業事業：担い手対策事業)

申請 番号	受託者氏名	施 業 地		施業面積 A	標準単価 B	保険等経費 C	補助金額 A×B+C	備 考 (林小班)
		大字	地番					
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
				ha	円	円	円	
合 計				ha	円	円	円	

※1 「施業面積」は、ha単位で小数点以下第2位まで記入する。(小数点以下第3位切捨て)

※2 「補助金額」の算定は、申請番号毎に上表のA×B+Cとする。(千円未満切捨て)

添付書類等

- 1 事業委託先リスト (案)
- 2 その他、市長が必要と認める書類等

様式第2号（第5条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等変更承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金等交付決定の通知があつた標記事業について、下記のとおり変更したいので、大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱第5条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の変更内容

事業名	事業量	補助申請額	事業期間	摘要

注1 事業名については、別表第1に掲げる事業名を記載すること。

注2 事業量については、別表第1に対応した数量、人数等を記載すること。

注3 変更前と変更後が比較対照できるように変更部分は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

注4 その他、市長が必要と認める書類等を提出すること。

2 変更の理由

別紙1 補助金等交付申請に準じる様式とし、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分は二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等実績報告書

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
申請者 名 称  
代表者氏名

年 月 日付け大洲市指令第 号をもって補助金等交付決定の通知があった  
標記事業の実績について、大洲市森林経営管理事業費補助金等交付要綱第6条の規定によ  
り、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 総括表

事業名	事業量	補助金等額	摘要

2 事業内容内訳表 別紙のとおり

(別紙については、各事業に対応した用紙を用いること。)

様式第4号（第8条関係）

年度大洲市森林経営管理事業費補助金等請求書

年 月 日

大洲市長 様

住 所  
請求者 名 称  
代表者氏名

次のとおり請求します。

金 円也

ただし、年 月 日付け大洲市指令第 号により補助金等交付決定のあった大洲市森林経営管理事業費補助金等

支 払 方 法	金融機関名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	